

平成 27 年度包括外部監査結果報告書における指摘事項への措置状況について

平成 27 年度包括外部監査

監査のテーマ：千葉市が実施する廃棄物対策事業

(ごみ減量・再資源化事業、ごみ処理事業、し尿処理事業、浄化槽指導事業及び産業廃棄物対策事業)

に係る事務の執行について

第 3 外部監査の結果

II 廃棄物対策に係る監査結果について

II - 2. 清掃工場におけるごみ焼却等業務について

2. 長期責任型運営維持管理業務における臨機の措置等について

(3) 結果

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
<p>③ 臨機の措置等によって取得した資産について【廃棄物施設課、新港清掃工場】（報告書 P132）</p> <p>平成 24 年度には、臨機の措置により液状化の影響による熱供給設備修繕が実施されている。この修繕の中には、今後更なる地盤沈下が予想されるため実施された、熱供給先と蒸気供給用地下ピットに無線式送受信機を設置するための通信システム変更工事が含まれている。当該変更工事は、東日本大震災後の液状化による地盤沈下が進行している中、蒸気供給先との間で蒸気供給設備の情報を送受信する地下埋設光通信ケーブルが断線されたため実施されたものである。</p> <p>当該熱供給設備修繕は、既存設備の修繕である「熱供給設備改修」部分と新たな機器の設置である「通信システムの変更」部分とに分けられる。後者は新たな機器である無線式送受信機の設置であるが、長期責任型運営維持管理業務の中で実施されていることもあり、財産の取得として扱われず、公有財産台帳への登録漏れである。予算科目が工事請負費、公有財産購入費又は備品購入費でなければ財産又は備品の取得にならないわけではなく、委託料の執行の中での工事の実施により財産を取得する場合もある。今回の無線式送受信機の設置は、委託料の執行の中で市が管理することとなる財産が整備されたものであり、公有財産の取得の一つの形態として財産台帳への登録による管理が必要であったものと考えられる。</p>	<p>新港清掃工場における熱供給設備修繕によって新たに設置した無線式送受信機については、増設による財産の取得として、公有財産（工作物）取得通知書により管財課長へ通知し、平成 28 年 5 月 20 日付で公有財産（工作物）台帳へ登録された。</p>

液状化の影響による熱供給設備修繕によって新たに設置した無線式送受信機（35,975千円）は資産の取得に該当するため、千葉市公有財産管理規則等に従って公有財産台帳等へ記載する等、適切に管理されたい。